

Ⅱ 防疫対策の概要

1 リスクレベルの区分

レベルⅠ 近隣諸国・地域 家きんでの発生又は野鳥での感染確認

韓国において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ（以下、HPAI）又は低病原性鳥インフルエンザ（以下、LPAI）が発生した場合、又は野鳥で HPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅡ 国内（九州以外）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州以外の国内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅢ 国内（九州）の家きんでの発生又は野鳥での感染確認

九州内において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。

レベルⅣ 本県家きんでの発生（隣県での発生で本県の一部が制限区域に入る場合を含む）又は野鳥での感染確認（隣県での確認で本県の一部が野鳥監視区域に入る場合を含む）

本県において、家きんで HPAI 又は LPAI が発生した場合、又は野鳥で HPAI 又は LPAI ウイルスの感染が確認された場合。隣県で家きんに発生又は野鳥で感染が確認され、本県の一部が制限区域又は野鳥の監視区域に入る場合を含む。

2 リスクレベル評価

【家きんでの発生時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む）		
				制限区域外	制限区域内	
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	防疫対策会議※	警戒連絡会議 防疫対策会議※	総合対策本部会議、緊急防疫対策会議		開催要領 ※流行期 1 例目以降は必要に応じて
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第 7 の 4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限			原則 1 箇所に限定		飼養衛生管理基準 7 防疫指針第 7 の 1 の (2)
車両消毒設備	平時から衛生管理区域出入口に設置					飼養衛生管理基準 15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準 13・20
衛生管理区域専用 長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準 14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準 21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準 11 防疫指針留意事項 45
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底			獣医師等の養鶏関係者は、農場内乗入れ自粛		防疫指針留意事項 45
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準 28 防疫指針留意事項 45
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			防疫指針留意事項 45
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準 24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準 25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認				毎日確認報告	防疫指針第 9 の 1 の (5)

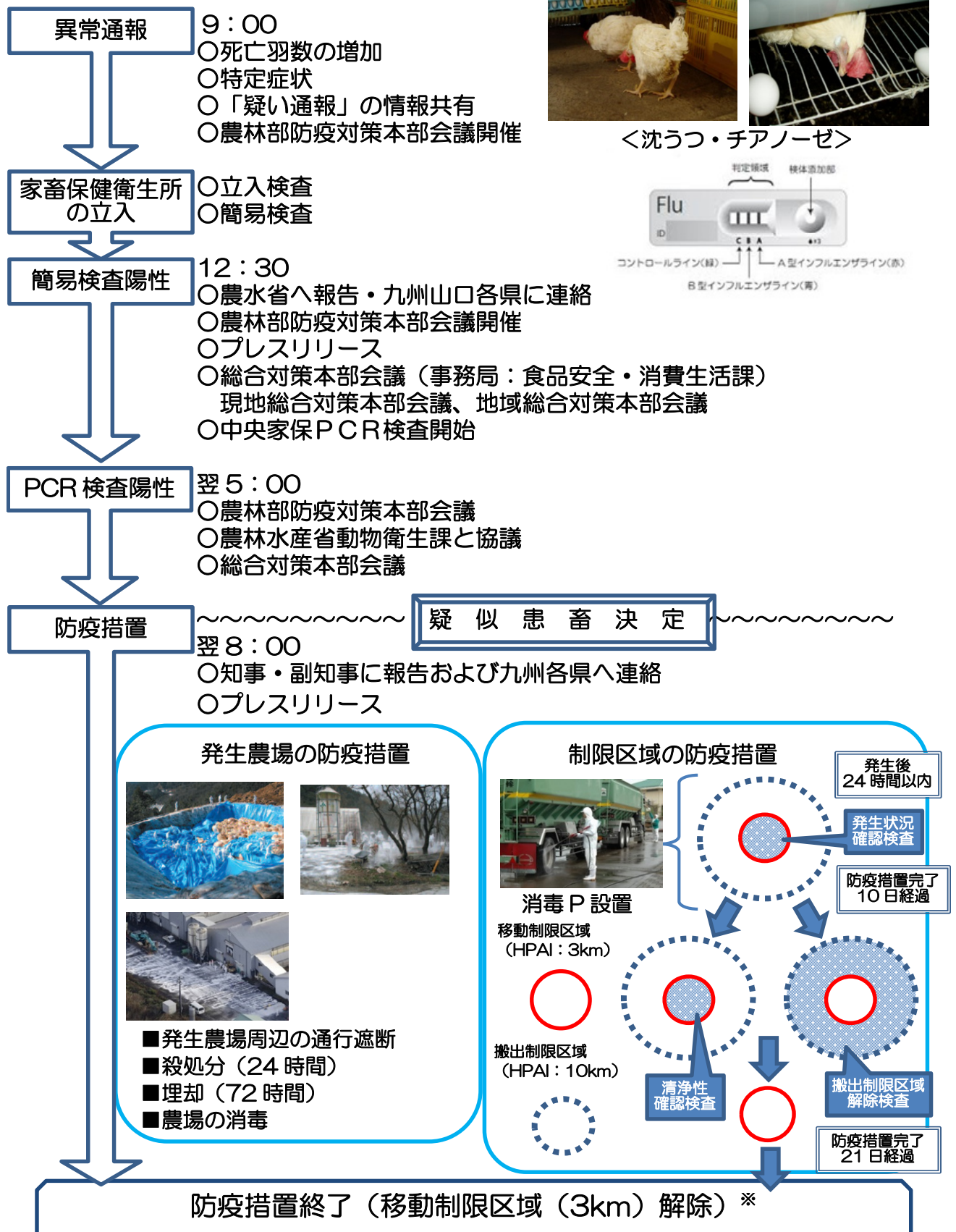
リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での発生	九州以外での発生	九州での発生	本県での発生（隣県での発生で本県一部が制限区域に入る場合を含む）		
				制限区域外	制限区域内	
食鳥処理場・GP センター						
	営業	通常どおり		移動制限区域内は停止（例外措置有）		防疫指針第 10
	衛生管理	通常どおりの対応			防疫指針の例外適用の要件及び再開後の遵守事項を徹底	防疫指針第 10
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
	消毒方法	動噴（タイヤ・車底）		動噴（車両全体）		
	消毒用噴霧器携行	平時から常時携行				
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
	道路(畜産関係車両)	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	道路（一般車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（人）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
	港湾（車両）	未実施	地域において自主的に実施すること有り		法定ポイント設置	防疫指針第 11
鳥類展示施設						
	人の消毒	通常どおり		消毒マット		
	来場者の飼育舎立入	通常どおり		自粛		
	ふれあい	通常どおり		自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛			開催禁止	防疫指針第 10
養鶏関係者の行動						
	発生地及びその周辺への移動	自粛				
	養鶏関係者の会合	通常どおり	自粛			
	家きん診療時の記録	平時から実施				飼養衛生管理基準 4

【野鳥での感染確認時】

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
県の防疫体制	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	必要に応じて 防疫対策会議	警戒連絡会議、緊急防疫対策会議		開催要領
監視体制・注意喚起	通常どおり				半径 3km 圏内農場への立入検査	防疫指針第 4 の 7
使用消毒液の種類	次亜塩素酸ナトリウム、アルカリ液、ホルムアルデヒド、クレゾール液、逆性石鹼液、高温蒸気等					防疫指針第 7 の 4
農場消毒等						
農場出入口	必要最小限					飼養衛生管理基準 7
車両消毒設備	衛生管理区域出入口					飼養衛生管理基準 15
手指の消毒	衛生管理区域、鶏舎に出入りするときは平時から実施					飼養衛生管理基準 13・20
衛生管理区域専用長靴・衣服	平時から設置・着用					飼養衛生管理基準 14
鶏舎専用長靴	平時から設置・着用			左記に加え踏込消毒槽設置（県独自対策）		飼養衛生管理基準 21
人の出入り	平時から関係者のみ					飼養衛生管理基準 11
車両の出入り	平時から関係車両のみ 乗り入れ時は車両消毒を徹底					防疫指針留意事項 45
家きん舎の消毒	平時から定期的に実施					飼養衛生管理基準 28
農場敷地消毒	流行期は実施が望ましい		鶏舎周辺、農場敷地外縁部の消毒実施			
野鳥対策	平時から防鳥ネットを設置、破損・隙間等の点検と補修を行う。					飼養衛生管理基準 24
ネズミ・害虫駆除	平時から 家きん舎・家きん舎周辺環境・家きん体について実施					飼養衛生管理基準 25・26・27
死亡羽数確認	毎日確認					

リスク区分 (発生場所等)	レベルⅠ	レベルⅡ	レベルⅢ	レベルⅣ		根拠等
	韓国での確認	九州以外での確認	九州での確認	本県での確認（隣県での確認で本県一部が監視区域に入る場合を含む）		
				監視区域外	監視区域内	
食鳥処理場・GP センター						
営業	通常どおり					
衛生管理	通常どおりの対応					
畜産関係車両（飼料運搬車両、集卵車両、家きん運搬車両、畜産関係機関車両等）						
消毒方法	動噴（タイヤ・車底）			動噴（車両全体）		
消毒用噴霧器携行	平時から常時携行					
野鳥確認地点消毒・通行遮断					必要に応じて実施	防疫指針第４の７
消毒ポイントでの消毒（制限区域外は自主消毒ポイントで発生・確認場所からの距離や人・車両の流れを勘案し設置を検討						
道路(畜産関係車両)	未実施					
道路（一般車両）	未実施					
港湾（人）	未実施					
港湾（車両）	未実施					
鳥類展示施設						
人の消毒	通常どおり			消毒マット		
来場者の飼育舎立入	通常どおり			自粛		
ふれあい	通常どおり			自粛		
催し物・品評会等	通常どおり	開催自粛				
養鶏関係者の行動						
発生地及びその周辺への移動	自粛					
養鶏関係者の会合	通常どおり		自粛			
家きん診療時の記録	平時から実施					飼養衛生管理基準 4

3 発生時の防疫措置の流れ



※防疫措置完了28日経過後に監視強化区域解除検査実施

4 発生時防疫対応タイムフロー

(殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安)

●人、■場所、★物(資材、重機等)、○その他作業(連絡、資料作成等)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	9:00	0:00	異常通報	異常通報		
				○農家から異常通報受理 ○畜産課、振興局内、制限区域内の市町、建設業協会、農協等に連絡 ○制限区域の設定準備 → 県本部へ報告(初動防疫報告票)(～12:30) ●防疫作業に必要な人員数を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ★防疫作業に必要な資材数量を算定 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■消毒ポイント設置場所 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ■埋却地情報の提供 → 県本部へ提出(初動防疫報告票)(～12:30) ✓以降、随時、県本部へ作成資料や情報を発信	○(防疫対策班)発生地家保から異常通報の報告受理 ○(総務動員者確保班)食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課、全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(防疫対策班)知事・副知事へ報告 ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○農林部防疫対策本部会議の開催(第1回) ●(総務動員者確保班)県本部動員名簿作成準備 ○(防疫対策班)現地からの情報受理 → 総合対策本部会議資料作成 ○(広報班)簡易検査陽性プレスリリース準備 ✓(各作業班)随時、現地からの情報受理	○制限区域内の市町へ連絡 ●動員名簿作成準備
	10:00	1:00				
	11:00	2:00				
	12:30	3:30	簡易検査陽性	簡易検査陽性		
				●簡易検査結果を県本部(防疫対策班)へ報告 ●管内市町に連絡 ●消毒ポイント動員(市町、関係団体)については現地振興局から動員要請	○(総務動員者確保班)簡易検査陽性情報を、食品安全・消費生活課、地域保健推進課、基地対策・国民保護課全振興局、農林部各課・室へ連絡 ○(農林部、県民生活部)知事・副知事へ報告(併せて自衛隊の出動要請について協議) ○(防疫対策班)農水省へ報告 ○(防疫対策班)九州・山口・沖縄各県へ連絡 ○(防疫対策班)関係団体等へ通知 ●(農林部長)基地対策・国民保護課へ自衛隊の出動要請電話連絡 ○農林部防疫対策本部会議の開催(第2回)	○簡易検査陽性情報を受理 ○制限区域内の市町へ連絡
	13:00	4:00		○先遣隊(家保、振興局農業土木担当、保健所、地域普及課、市町、建設業協会)出発 ★不足資材の調達作業開始(13:00～) ★農場出入口への消毒機器的設置完了(～13:30)	○(広報班)プレスリリース(簡易検査陽性) ★(資材班)トラック協会へ備蓄資材搬送依頼(～13:00) ★(資材班)国へ資材の供出を要請完了(～13:30) ★(資材班)照明車を国交省へ借用打診(土木部経由)(～13:30) ★●(資材班)農林技術開発センターへ備蓄資材積込作業者動員要請完了(～13:30)	
	14:00	5:00		●不足人員がある場合は、県本部(動員者確保班)へ動員要請(～14:00) ●マイクロバスの運行要請完了(～14:30)	★(資材班)現地へ国資材の数量報告完了(～14:00) ●(動員者確保班)他振興局へ動員要請完了(～14:30) ●(動員者確保班)移動用バスの運行要請完了(～14:30)	●動員要請受理(～14:30)
	15:00	6:00			★(資材班)トラック台数、到着時間報告(中央家保、農技センター)(～15:00) ●(動員者確保班)バス会社の担当者等を各振興局へ連絡(～15:00)	●★備蓄資材積込要員が備蓄倉庫へ移動開始(15:00)
	15:30	6:30		長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第1回)		
	16:00	6:00	PCR検査開始	○先遣隊調査終了(～16:00) ★重機手配(16:00) ※県防疫対策本部へ報告	○(各作業班)先遣隊の調査結果受理(16:00)	●★トラック到着後直ちに備蓄資材の積込作業開始(16:00)※
	16:30	7:30		現地総合対策本部会議 ●★移動用バス、マイクロバスの確保完了(～16:30)	●(総務動員者確保班)農林部各課室動員名簿完成(～16:30) ●(動員者確保班)発生現地への移動用バス等の確保(～16:30) ★(資材班)県建設業協会へ照明車輸送依頼(～16:30)	●発生現地への移動用バス等の確保(～16:30)

経過 日数	時間	経過 時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
1	17:00	8:00		●県本部及び他振興局の動員名簿受理(17:00)	●(動員者確保班) 農林部及び他振興局の動員名簿を現地対策本部へ提出完了(～17:00) ○(消毒ポイント班) 制限区域等公示案作成完了(17:00) ○(広報班) プレスリリース(消毒ポイント設置、制限区域設定) 作成完了(17:00)	●動員名簿を県本部へ提出(～17:00) ★備蓄資材トラック出発(17:00)※
	18:00	9:00		●動員者の班編制完了、県本部へ名簿を提出(～18:00)	●現地対策本部から動員名簿を受理(18:00)	
	19:00	10:00		○周辺住民への説明(19:00) ★備蓄資材を後方支援センターへ搬入完了(19:30) ●後方支援センター設置開始(19:30)		
	20:00	11:00		★農場拠点へ資材到着(20:30) ●農場拠点設置開始(20:30)		
	21:00	12:00		★消毒ポイント資材到着(21:00) ●消毒ポイント設置開始(21:00) ■●★後方支援センター設置完了(21:30) ■●★農場拠点設置完了(21:30)		
	22:00	13:00		■●★消毒ポイント設置完了(22:00)		
2	5:00	20:00	PCR検査 陽性	P C R 検 査 陽 性		
				●防疫作業動員者移動開始(5:30)※ ●消毒ポイント現地動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※	●防疫作業動員者移動開始(5:30)※
	6:00	21:00		●防疫作業動員者後方支援センター到着(6:00) ●消毒ポイント動員者(管理者)到着(6:00) ●★消毒ポイント動員者到着(6:00)		
	7:00	22:00		●防疫作業動員者は農場拠点へ移動完了(7:00) ★重機配備完了(7:30)	○農林部防疫対策本部会議の開催(第3回)	
	8:00		疑似患者 決定	疑 似 患 者 決 定		

※予定時間は、発生場所等により変動する。

4 発生時防疫対応タイムフロー(患者決定後)

(殺処分24時間以内、埋却処理72時間以内に完了する場合の目安)

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部	
2	8:00	疑似患者 決定 防疫作業 開始	疑 似 患 畜 決 定			
			殺処分・埋却等作業 殺処分 ↓	発生状況確認検査 消毒ポイント設置 ○必要に応じて記者会見 ○(総務動員者確保班) 食品安全・消費生活課、地域保健推進課、 基地対策・国民保護課、全振興局、県議会議員へ連絡 ○(防疫対策班)九州各県へ連絡 ○(防疫対策班)関係団体へ連絡 ○(防疫対策班)告示(疑似患者決定、催物の制限) ○(消毒ポイント班)告示(制限区域の設定) ○(広報班)プレスリリース(疑似患者決定、制限区域の設定、 消毒ポイントの設置)	消毒ポイント設置(制限区域にかかる場合)	
	9:30			長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第2回)		
	10:30			○長崎県鳥インフルエンザ防疫対策会議 ★(資材班)照明車の輸送		
3	8:00	殺処分 終了	殺 処 分 終 了			
			埋却・ 清掃・ 消毒 ↓	※必要に応じて簡易検査 ○(広報班)プレスリリース(殺処分終了)		
4	10:00			○(広報班)プレスリリース(防疫作業進捗状況)		
5	8:00	防疫措置 終了	防 疫 措 置 終 了			
				○(広報班)プレスリリース(防疫措置終了) ★(資材班)照明車の返却		
6～7		発生状況 確認検査 結果判明	○【LPAI】発生状況確認検査で陰性確認後、農水省と協議して搬出制限区域(5km)を解除	○(広報班)プレスリリース(発生状況確認検査の結果) ○【LPAI】(消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 ○【LPAI】(広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除、消毒ポイントの 一部廃止)		
	0:00	搬出制限 区域解除	搬 出 制 限 区 域 解 除 【LPAIの場合】			

経過 日数	時間	事項	現地防疫対策本部(発生地)	県防疫対策本部	地域防疫対策本部
8～11					
12			○家さん舎等の消毒(2回目)		
13～15					
16			清浄性確認検査 ↓ 臨床検査 搬出制限区域解除検査 ↓ 臨床検査		
17		農水省と協働	○【HPAI】清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性確認後、 農水省と協議して搬出制限区域(10km)を解除 ○家さん舎等の消毒(3回目)	○(広報班)プレスリリース(清浄性確認検査の結果) ○【HPAI】(消毒ポイント班)搬出制限区域解除の告示 ○【HPAI】(広報班)プレスリリース(搬出制限区域の解除)	
18	0:00	搬出制限区域解除		搬出制限区域解除【HPAIの場合】	
19～25					
26		農水省と協働	○清浄性確認検査で陰性確認かつ防疫措置完了後21日が経過していることから、 農水省と協議して移動制限区域(3km)を解除	○(消毒ポイント班)移動制限区域解除の告示 ○(広報班)プレスリリース(移動制限区域の解除、消毒ポイントの廃止)	
27	0:00	移動制限区域解除		移動制限区域解除	
28	10:00			長崎県鳥インフルエンザ総合対策本部会議(第3回)	
29～33					
34			監視強化区域解除検査 ↓ 臨床検査		
35			○監視強化区域解除検査で陰性確認かつ防疫措置完了後28日が経過していることから、 農水省と協議して監視強化区域(10km)を解除		
36	0:00	監視強化区域解除		監視強化区域解除	
37				○(広報班)プレスリリース(監視強化区域の解除)	

5 発生時における市町の役割

(1) 事前に検討しておく事項

- ① 市町対策本部を設置する場合の構成等
- ② 現地防疫活動（消毒ポイント等）への動員方法、動員者数
- ③ 埋却のための公有地のリスト化及び地域住民への説明方法
- ④ 市町道の通行自粛・遮断等の対応
- ⑤ 車両消毒ポイント等（水及び電気の確保）
- ⑥ 防疫作業従事者の後方支援センターの選定（使用の可否の確認）
- ⑦ 住民への情報提供の方法、相談窓口の設置
- ⑧ 愛玩鳥飼育者の把握

(2) 自市町において簡易検査陽性事例が発生した場合

- ① 市町対策本部の設置
（混乱を招かないように情報は、慎重に取り扱う）
- ② 防疫活動の準備
 - ア 防疫活動の補助業務を行う作業者の確保
 - ・家さん等の評価
 - ・通行遮断
 - イ 消毒ポイント選定箇所の使用可否確認・従事者の確保
 - ウ 埋却場所の選定・準備（公有地の場合）
 - エ 防疫作業従事者後方支援センター（体育館・公民館等）・農場拠点の設営作業
 - オ 発生地周辺の通行遮断（住民への説明）
 - カ 移動制限区域、搬出制限区域設定の協力
 - キ 防疫作業に係る電源・水源の確保
 - ク 後方支援センター、農場拠点、消毒ポイントで使用するテント、机、椅子等の供出（必要に応じ）
 - ケ 発生農場近隣の住民を対象にした説明会の開催（準備・出席）

(3) 疑似患畜に確定した場合

- ① 消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ② 後方支援センター、農場拠点、埋却地拠点（必要な場合に設置）での防疫作業
者へのサポート業務
- ③ 家さん飼養者等への移動制限区域、搬出制限区域に係る内容の周知
- ④ 住民、関係事業者への情報提供、相談窓口の設置（風評被害対策含む）
- ⑤ 発生状況確認検査、清浄性確認検査への協力（巡回車両、案内人の確保）

6 発生時における畜産関係団体等の役割

(1) 関係する養鶏場で異常通報があった場合

家畜防疫員の要請に基づき、異常通報があった養鶏農場に係る農協、飼料会社、GP センター等は、出荷、集荷、配送業務を停止する

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①養鶏農家、飼料会社等への情報伝達
- ②家きん、畜産物、飼料、畜産関係資材等の移動状況調査への協力

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①処分家きん等の評価
- ②消毒ポイントにおける通行車両等の消毒
- ③養鶏農家、飼料会社等への情報伝達、相談窓口の設置（風評被害対策含む）

7 発生時におけるその他の団体等の役割

(1) 異常通報があった場合

異常通報があった養鶏場の所在地の建設業協会支部は、簡易検査陽性判明後の先遣隊の派遣の準備をする

(2) 管内において異常家きんが発見された場合（簡易検査陽性）

県から HPAI 又は LPAI を疑う異常家きんを発見した旨の通報があった場合

- ①先遣隊の派遣（長崎県建設業協会支部）
- ②防疫資材の確保（資材供給協定締結事業者※）
※防疫対策に係る協定書締結状況（ファイル集文書 No15652）参照
- ③防疫作業従事者の動員（長崎県獣医師会、長崎県建設業協会支部）
- ④重機の確保（長崎県建設業協会支部）
- ⑤防疫作業従事者の輸送（長崎県バス協会）

(3) 疑似患畜に決定した場合

- ①殺処分された家きん等の埋却地への運搬作業（長崎県建設業協会支部）
- ②埋却作業（長崎県建設業協会支部）
- ③消毒ポイントの管理および運営（長崎県消毒業協同組合、長崎県造園建設業協会、長崎県ビルメンテナンス協会、長崎県警備業協会）



連絡方法について

各関係機関、関係団体等への連絡は、電子メール・FAX に加えて、電話での受信確認を実施すること。

8 発生防止対策のための家きん飼養者の役割

- (1) 日頃から、法に定める「飼養衛生管理基準」を遵守する。また、日々の来訪者や自分の外出先などを記録するよう心がける。また、農場出入者については確実に記録するとともに、出入時の消毒を徹底する。



- (2) HPAI・LPAI に関するパンフレットなどにより、本病についての知識を習得するとともに、県や農林水産省のホームページ等で発生情報等を随時確認する。
- (3) 家きんが、法第 13 条の 2 第 1 項の農林水産大臣が定める症状（以下「特定症状」という。）を呈していることを発見したときは、同項に基づき直ちに家保に通報しなければならない。また、特定症状以外の異常で家きんの死亡率の急激な上昇や、同様の症状を呈する家きんが増加した場合は、直ちに獣医師又は家保の指導を受ける。

なお、特定症状及び特定症状以外の異常については、Ⅲの 1 及び 2 を参照のこと。

関係機関・団体等の役割分担

作業内容	県 防疫 対策 本部	現地防疫対策本部							消毒 業協 会等	自 衛 隊	農家
		局等	家保	保健所	市町	警察	畜産 関係 団体	建設 業協 会			
対策本部の設置（県本部・現地）	○	○									
広報（作業全般）	○				○						
先遣隊		○	○	○	○			○			
養鶏農家への情報伝達			○		○		○				
飼料会社等への情報伝達	○						○				
防疫作業従事者の動員	○	○	○		○			○	○	△	○
防疫資材の確保	○	○	○		○		△				○
防疫作業計画の策定	○	○	○								
発生農場防 疫措置	家さんの等評価		○		○		○				
	殺処分作業		○	○							
	農場清掃消毒		○	○							
	埋却作業		○	○				○			
	水源等確保				○						○
	機械確保		○					○			○
	機械操作	○						○			○
	作業者の健康調査等			○							
通行遮断 （規制）	農場周辺の交通規制		○		○	○					
	道路使用の調整		○		○	○					
埋却作業	埋却地の選定（平時）		○	○							○
	必要面積算定（平時）			○							
	現地調査（平時）		○	○		△		△			○
	重機の確保		○					○			
制限措置	制限区域の設定	○		○							
サポート業務	フォークリフト確保（資材荷下ろし）		○	○							
	後方支援C・農場拠点の選定・確保			○		○					
	サポート業務の運営・管理		○	○	○	○					
防疫作業者の 移動手段確保	局等⇔後方支援C	○									
	後方支援C⇔農場拠点		○								
発生状況確認 検査・清浄性 確認検査	対象農場の確認			○							
	計画策定			○							
	獣医師動員要請	○		○							
	案内人・車両確保		△			○					
住民説明	案内				○						
	会場確保				○						
	説明者			○	○	同席					
消毒ポイント 作業	候補地の選定	○	○	○	○						
	許認可事務（道路使用許可・道路占用許可等）		○			○					
	水源確保				○						
	管理・運営		○						○		
	業務委託事務	○									

△：必要に応じて対応